

第2回土地等利用状況審議会 議事録

令和4年10月11日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、「土地等利用状況審議会」の第2回会議をただいまから開催させていただきます。

なお、本日、御発言いただく際は、机上の備付けのマイクを御使用ください。御発言の際にスイッチを入れていただき、御発言が終了しましたら、再度スイッチを押していただき、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

〇〇会長より、議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本審議会の会長を務めております、〇〇でございます。本日も、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、星野剛士副大臣、中野英幸大臣政務官にも御出席いただいております。ありがとうございます。

なお、高市早苗大臣は、閣議対応のため、遅れて御出席の予定でございます。

初めに、星野副大臣から、第2回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【星野副大臣】 第2回土地等利用状況審議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、皆様の御尽力もありまして、先月の9月、法の運用方針である基本方針を含め、法の全面施行を迎えることができました。この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この法律を今後運用していくに当たりまして、区域の指定を順次行っていく必要がございますが、本日は、全面施行後、初めての区域指定に向けた、大変重要な審議であると認識しております。

政府といたしましても、この法律の目的の実現のため、皆様の御意見を踏まえながら、法の着実な執行を進めてまいります。本日は、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

申し訳ございませんが、プレスの方はここで退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

【会長】 まず最初に、本日の出欠状況と審議会の定足数につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

【事務局】 本日は、〇〇委員及び〇〇専門委員は御欠席でございます。

土地等利用状況審議会令第2条第1項では、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されておりますが、本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

会が成立しておりますので、早速ですが、議事を進行したいと思います。

先月、9月20日に重要土地等調査法は全面施行を迎えました。今後は、順次、政府において注視区域及び特別注視区域の指定が行われ、土地等利用状況調査等が進められるものと思います。この調査の前提となる区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないこととされております。

そこで、本日は、事務局より、①区域指定の基本的な考え方、②初回の区域指定の考え方、候補及び指定の事由、③関係地方公共団体からの意見の聴取につきまして、資料に沿って御説明いただき、これらについて御審議をお願いしたいと思います。

事務局から、資料の説明をお願いいたします。

【事務局】資料について、御説明申し上げます。

今、3点、議題を提示させていただきました。1点目でございますが、区域指定の基本的な考え方でございます。区域指定を今後どう進めていくか、また、区域指定の考え方をどうしていくかということをお説明いたします。次に、初回の区域指定の候補についてでございます。どのように初回の区域指定の候補を選んだかという考え方と、具体的な候補となる重要施設や国境離島等を御説明いたします。最後に、初回の区域指定の候補が所在する地方公共団体に対し、基本方針に則り、今後意見聴取を進めたいと考えているところでございますので、この点について御説明いたします。

区域指定の基本的な考え方でございます。法律上、重要施設は、防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設であり、国境離島等は、領海基線を有する国境離島と、有人国境離島地域を構成する離島とされておまして、このうち、指定の対象となるものは、基本方針において定めております。これを整理したものがこのスライド(資料P.2)となっております。個別の重要施設や国境離島等について、法の要件及び基本方針の内容に照らし評価し、区域指定の対象として適当であるか、今後、委員の皆様に御審議いただくこととなります。

次に、区域指定を今後どのように進めていくかという考え方を御説明いたします。前ページ(資料P.2)でお示した基準を満たす重要施設あるいは国境離島等は相当な数に上ることが見込まれております。このため、これらの施設等の重要性、あるいは、現地の状況を容易に把握できるかどうか、区域の外縁の線引きが容易であるかどうか、また、これらの施設等を所管する関係機関との調整も必要となってまいりますので、これらを総合的に勘案して、準備が整ったものから順次指定していくという形で進めてまいりたいと考えております。また、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、指定の起点となる重要

施設の敷地の範囲あるいは国境離島等の区域をどう考えるかという点と区域の外縁をどう考えるかという点もあらかじめ整理しておく必要があると考えております。この点について、少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

まず、重要施設の敷地をどう考えるかという点でございます。基本は、1つの施設は1つの敷地であるということですが、例外もございます。例えば、施設としては1つであっても敷地が複数に分かれている、4ページの右上の図のケースでございます。これは、飛地が存在しているとか、施設が道路で分断されているといったケースですが、こうした複数の敷地に分かれていまして、それらの敷地が一体として機能を発揮すると認められているような場合は、原則としてそれぞれの敷地ごとに区域を設定することとしたいと思います。また、4ページの右下の図のように、施設に付随する形で進入路や保安用地などの管理用地が所在する場合も、同様にして一体不可分ということであれば、併せて施設の敷地として扱うこととしたいと思います。例えば、山岳地にある施設について、そこへ通じる進入路が施設で管理する土地である場合については、侵入路が施設とは別の敷地という整理であっても1つとして扱ってはどうかというものでございます。

次に、1つの敷地に複数の施設や機能が所在している場合でございます。5ページの左のほうの図のように、注視区域の要件を満たす施設や機能が所在する敷地に特別注視区域の要件を満たす施設や機能が含まれている場合につきましては、両方の区域が指定可能でございますが、敷地の周囲を特別注視区域に指定することとしたいと思います。5ページの右の図のような形でございますけれども、敷地の中にフェンスなどが存在して施設や機能ごとに敷地を明確に区分できる場合につきましては、区別した上でそれぞれの施設や機能が注視区域や特別注視区域の要件を満たすのか、評価を行いまして、それぞれの施設を基点に区域指定を行っていったらどうかと思っております。以上でございますが、敷地の在り方は多種多様でありますので、実際の指定に当たりますと、これとは違った取扱いをすべきものも出てくるかもしれません。実態に即しつつ、基本はこのような考え方でやってみてはどうかと考えております。

国境離島等の考え方について、御説明させていただきます。国境離島等は、領海基線を有する国境離島と、国境離島ではないもののその近くに存在する国境離島と自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる有人離島である有人国境離島地域離島に大別されます。まずは、こちらのスライド（資料P.6）では国境離島について説明させていただきます。国境離島は、さらに有人の国境離島と無人の国境離島の2つに分けられます。有人の国境離島につきましては、基本方針において、その国境離島の機能を構成する領海基線近傍や海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設の周辺を指定するものとされております。周辺ということで、重要施設とは異なり、おおむね1,000メートルといった限度はございません。ただ、原則といたしましては、重要施設の考え方に準じておおむね1,000メートルの区域内を指定することにしたいと考えております。ただし、個別の事情により、これによりがたい場合もあると思っておりますので、実態に即しつつ、法律や基本方針の

趣旨を踏まえて、基本はこのような考え方で指定してまいりたいと考えています。次に、無人の国境離島です。無人の国境離島は、普段在住の方がおらず、特に人の目が行き届きにくい状況にあることから、基本方針に基づき、全域を特別注視区域として指定します。

次の7ページが、有人国境離島地域を構成する離島でございます。有人国境離島地域を構成する離島は、図のように、国境離島ではないものの、その近くに存在する国境離島と自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる有人離島のことをいいます。こうした有人国境離島地域離島は、国境離島と一体をなすことから、ここに存在する海上保安庁の官署や係留施設は、我が国の領海等の保全及び利用に関する活動の拠点としての機能を有していることになるため、有人の国境離島と同様の考え方で、個別の事情にもよるところはあるかと思いますが、原則としてこれらの周囲のおおむね1,000メートルを区域指定してまいりたいと考えております。

続いて、区域の外縁についてでございます。どのように外縁を引くかということでございますけれども、まず、無人の国境離島につきましては、さきに御説明しましたように、その全域を区域指定いたします。地図等の更新により海岸線の位置は変化し得ること、あるいは、陸地であるか海域であるかは現地において容易に判断できることなどから、分かりやすさを考慮しまして、無人の国境離島全域を過不足なく包含できるような形で、海上の点と点を結んだ直線を用いて区域を設定したいと考えております。次に、重要施設や無人の国境離島以外の国境離島等の区域の外縁について、御説明したいと思っております。8ページの図も御覧いただければと思うのですが、おおむね1,000メートルの区域内という法律の規定の趣旨を踏まえまして、敷地等から1,000メートルに近い外縁となるように設定することを原則とします。ただし、単に敷地等から1,000メートルという距離のみに基づいて外縁を引いてしまうと、ほとんどの地点で外縁が建物と交差することになり、地域住民の方にとっては外縁がかえって分かりにくくなってしまいますので、運用上、必要に応じて地物等を用いて外縁線を引くこととしております。

具体的な引き方でございますが、市街地等につきましては、道路、河川、水路などの地物が多数存在しておりますので、こうした地物に沿うようにして地域住民の方にとって分かりやすい外縁とすることを目指します。ただし、幾ら市街地と申しましても、おおむね1,000メートルの地点に適当な地物が存在しない場合も当然あり得るので、そのような場合は直線を用いることといたします。他方、山岳地などの市街地以外の地域においては、道路や河川などがほとんど存在せず、おおむね1,000メートルの地点に適当な地物が存在しないことが多いと見込まれますので、原則、地物と1,000メートルの線の交点である点と点を結んだ直線を用いて、外縁線を設定することとします。また、混乱を避けるため、直線で外縁線を設定する際は、その直線がなるべく建物を分断しないよう努めることといたします。

議題②についても説明させていただきたいと思っております。初回の区域指定について、御説明いたします。先ほど御説明したとおり、区域の指定は、重要施設や国境離島等の重要性、

現地状況の把握の困難性、区域の外縁の線引き等の準備状況、重要施設等を所管する関係機関の準備状況を総合的に勘案し、対象となる施設、離島を設定することとしたいと考えております。この点について、無人の国境離島は、国境としての重要性が高いこと、また、そもそも無人なので、普段在住する者がおらず、特に人の目が行き届きにくい状況にあり、現地状況の把握が難しいことが特徴でございます。さらに、区域の外縁が明確である点も、同じように、特徴的と言えるかと思えます。こうした点も踏まえまして、初回の指定は無人の国境離島のうち準備が整ったものを実施したいと考えております。また、3回も4回も同じ市町村が対応しなければならないといったことになりますと事務負担も大変であろうということも踏まえまして、当該離島と同一の市町村に所在する防衛関係施設等のうち、準備が整ったものにつきましては、併せて優先的に指定することとしたいと考えております。

次に、初回の区域指定の候補として検討しております具体的な指定対象を御説明したいと思えます。図でお示ししながら御説明したいと思えます。まず、北海道枝幸町のゴメ島でございます。こちらは、無人の国境離島として、特別注視区域に指定したいと考えております。今、スライドで出させていただきます。北海道根室市のイソモシリ島・ハボマイモシリ島の2島と周辺の小島で1つの無人の国境離島を構成しております。したがって、こちらは特別注視区域にしたいと思えます。また、同じ根室市に所在する自衛隊の根室分屯基地は、レーダーサイトでございます。警戒監視・情報機能を有する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。牧の内訓練場は、「訓練場」との名称でございますけれども、通信施設として用いられていることから、機能支援施設として、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。北海道厚岸町の大黒島は無人の国境離島として特別注視区域に、また、同じく北海道松前町の大島も無人の国境離島として特別注視区域にしたいと思っております。また、同じ松前町に所在する自衛隊の松前警備所は、沿岸監視を行う警戒監視・情報機能を有する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。青森県大間町の弁天島は、無人の国境離島として、特別注視区域に指定したいと考えております。東京都八丈町の小島は、無人の国境離島として、特別注視区域にしたいと考えております。また、同じ八丈町に所在する八丈島は、領海基線を有する有人の国境離島でございますので、基線近傍の周辺6箇所を注視区域として指定したいと考えております。東京都の鳥島は、無人の国境離島として、特別注視区域に指定したいと考えております。なお、全国に幾つかございますけれども、所属市町村がまだ未確定のうちの一つでございます。島根県隠岐の島町の沖ノ島、島後の北北西に所在する黒島、カビ島、島後の南東に所在する黒島、「黒島」という名称が2つございますが、北北西と南東とそれぞれ別の島でございます。こちらは無人の国境離島として特別注視区域に、また、同じ隠岐の島町に所在する島後は、領海基線を有する有人の国境離島でございますので、基線近傍の周辺3箇所を注視区域に、有人国境離島地域離島に所在する活動拠点等といたしまして隠岐海上保安署、その係留施設の周囲を、注視区域に

指定したいと考えております。島根県出雲市のましま、鱸島、オノカメ、やり島、マ島は無人の国境離島として特別注視区域に、また、同じ出雲市に所在する自衛隊の出雲駐屯地は、営舎施設であり、部隊等の活動拠点となる施設として、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次は、長崎県対馬市の黒島、内院島は、無人の国境離島として、特別注視区域に指定したいと考えております。また、同じ対馬市に所在する対馬本体でございますけれども、領海基線を有する有人の国境離島でございますして、基線近傍の周辺8か所を注視区域に、有人国境離島地域離島に所在する活動拠点等として、比田勝海上保安署、対馬海上保安部、それらの係留施設の周囲を注視区域に指定したいと考えております。さらに、対馬市に所在する自衛隊の海栗島分屯基地は、レーダーサイトでございますして、警戒監視・情報機能を有する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。上対馬警備所、高麗山無線中継所、城岳無線中継所、権現山無線中継所、対馬駐屯地、下対馬警備所、豆碓崎無線中継所は、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。対馬防備隊につきましては、沿岸監視を行う警戒監視・情報機能を有する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。長崎県五島市の男島でございますが、無人の国境離島として特別注視区域に、また、同じ五島市に所在する、黄島、福江島、嵯峨ノ島は、領海基線を有する有人の国境離島でございますので、基線近傍の周辺5か所、五島海上保安署及びその係留施設の周囲を注視区域に指定したいと考えております。さらに、五島市に所在する自衛隊の福江島分屯基地は、レーダーサイトでございますして、警戒監視・情報機能を有する施設として、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。福江島着陸場は、着陸場施設でございますして、部隊の活動拠点となる施設としてその周囲を注視区域に指定したいと考えております。駆け足でございますが、以上をまとめますと、北海道、青森、東京、島根、長崎の5都道県、10市町の国境離島等と重要施設となりまして、初回指定分の区域の数としては、全部で58箇所を予定しております。

次に、経済的社会的観点からの留意点について御説明したいと思っております。重要土地等調査法は、安全保障の確保と自由な経済活動の両立を図る観点から、区域指定に伴う社会・経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があるとの考え方の下に、法第4条第2項第2号において、経済的社会的観点からの留意事項を基本方針に定めることとしております。初回の区域指定の候補となる重要施設や国境離島等につきましては、この基本方針に即しまして、経済的社会的観点からの留意事項が該当するかどうか、個別に検討しているところでございます。それぞれ2つの点がございまして、いずれも現時点において該当はないと考えております。なお、最終的に区域指定の可否や区分を判断する際、この点については改めて御審議いただく予定でございます。

最後の議題でございます。ここまで、初回の区域指定の候補について御説明いたしまし

たけれども、重要土地等調査法が成立した際の附帯決議や先般閣議決定された基本方針に基づき、区域の指定に当たりましては、地域の実情を把握している関係地方公共団体からの意見を聴取することとしております。このため、本審議会の終了後、速やかに関係地方公共団体に対して区域図の案を送付いたしまして、意見聴取を開始したいと考えております。なお、区域図の案でございますけれども、2,500分の1まで拡大した拡大図も併せて送付させていただきます。意見聴取でございますけれども、およそ1か月程度を見込んでおりまして、その後、地方公共団体からの意見聴取結果を整理した上で、関係行政機関の長との協議を経て、次回の審議会において改めて御審議いただきたいと考えております。日程といたしましては、区域指定の告示は年内を目標に出せればと考えてございます。

説明については、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、これから議論に入りたいと思います。

ただいま事務局から説明のありました注視区域及び特別注視区域の指定につきまして、御意見を述べていただきたいと思いますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。また、オンラインの方も合図をお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。

実際の区域の指定は非常に緻密できめ細かい作業になると思いますので、その辺りについて、事務方の御負担が非常に大きくなると思います。私から、それに対してあらかじめ敬意を表させていただきます。

その上で、多分最初であるということもあって、今回、対象になる区域のうちで割合整理のつきやすいものから指定をされようということだと思います。その趣旨については、私は十分理解いたします。他方、沖縄あるいは南西諸島とか、安全保障上非常に緊要度の高い区域がまたございますので、そこについては、慎重な区域の指定と緊要度のバランスをぜひお取りいただきながら進めていただければありがたい。これは、意見でございます。

1点だけ、細かいことなのですが、区域指定後に官報公示するという手続になっていると理解しておるのですが、実際には、先ほど御説明がありましたように、市街地などはかなり複雑な指定のされ方が出てくるのだろうと。そういったときの実際の住民の方への周知について、官報公示以上のやり方を何かお考えなのかどうか。阻害行為をしようとする側からすると、その区域に入ると調査がかかるということ自体がおそらく抑止効果になるのだろうと私は理解しておるのですが、そういう意味で、公示以上の周知の仕方、あらかじめここは本当に注視されていますよということが分かるような徹底の仕方等、もし何かお知恵等がありましたら御教示いただければと思います。

以上です。

【会長】事務局から、お願いします。

【事務局】ありがとうございます。

まず、今回の指定の考え方を御説明させていただきましたけれども、準備ができたものからやらせていただいているということでございます。また、今後、重要度についてもよく考えていながら指定していきたいと思っております。

2つ目、今御質問のございました公示以上のものがあるのかというところでございますけれども、内閣府のホームページに区域指定後は詳細な地図も掲載させていただいて、それを御覧になっていただいで判断していただけるようにしていきたいと思っております。また、コールセンターも9月20日に開設しております、疑問があれば御連絡もしていただけるようになっております。

【会長】よろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今の住民の方への伝え方という点なのですけれども、今回に関しては基本は無人の国境離島ということなのですけれども、有人の場合、ある程度、特定の個人の方の権利を制限するという面もあるかと思えます。そのときに、今の御説明ではホームページあるいはコールセンターということでしたけれども、それだと住民の方が何らかの形で自ら動かない限り知り得ないという状況になると思うのですよね。伝わって初めて伝えることになる私ども民間の場合には考えていて、そうだとすると、その個人の住民の方に直接ここはそういう地域にこれからなりますよということが伝わる方法を、事務作業的に大変だということは重々承知した上なのですけれども、考慮していただくべきではないかと思いました。

【会長】お願いいたします。

どうぞ。

【事務局】私どもといたしましては、これからということになるのですけれども、都道府県・市町村にはそれぞれの広報で今回の指定について記載していただけないかというお願いをしてみたいと思っております。また、指定に当たりましては、もちろん都道府県・市町村には説明会も開催させていただくことと、例えば、市町村のパンフレットとかを置いているところがございますけれども、ああいったところに私どものリーフレットを置かせていただきたいということで、今、リーフレットも準備しておるところでございます。いろいろな方法を取りまして、住民の方に直接情報が伝わるように工夫してみたいと考えております。

【会長】よろしいでしょうか。

続いて、〇〇委員、どうぞ。

【委員】御説明をありがとうございました。〇〇でございます。

基本的な考え方について、2点ほど伺いできればと思っております。

まず、1点目でございます。アメリカの投資規制法にあるような土地の取引規制と比較した場合、アメリカではあらかじめ指定していなかったところについても審査権限を留保していたという理解になると思います。一方、重要土地等調査法はそのような運用ではな

いことからしますと、最終的には、機能阻害行為が問題となる施設のリストが出来上がっていくものと考えられます。この点は、法律の建てつけの下では当然のことではあるのですが、大きな問題にはならないと考えてよいのかどうかについて、確認させていただきたいと思います。

2点目でございます。国境離島については恐らく不動産取引が頻繁に行われることはないであろうと想像しております。そこで、取引への影響という意味では、市街地の方が多くなるものと思います。コンパスで円を描くような割り切り方はしないということになりますと、特別注視区域については、その外縁部で指定のあり方について不公平感も生じるところかと思えます。これについては、個別的な配慮はせずに、該当する方の御理解を求めるといふことでよろしいでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

【会長】回答をお願いします。

【事務局】御質問をありがとうございます。

まず、米国の投資規制法との違いでございますけれども、この法律は、十数年来、国会でも、また、地方議会でも議論になってきたものでございまして、その土地取引の扱いは大変大きな議論になってきたと思っております。また、近年、安全保障環境が非常に厳しくなっているということで、これを早急に何とかしていかなければいけないといった問題意識もある中で、閣法でまずはできることをしっかりやっということうことで、この法律をつくらせていただいた。そういう意味では、まさにこの9月20日にこの法律も全面的に施行されておまして、この法律に基づいて指定していったって着実に執行していくこと、法律の中にも5年後の見直しという規定がございますものですから、我々としては、日々、見直しといいますか、直すべき点はないかということもしっかり着意していきながら、法律をしっかりと運用していきたいと考えておるところでございます。直接のお答えにはなっていないかもしれませんが、私どもとしての問題意識はそのように考えておるところでございます。

また、特別注視区域の外縁の件でございますけれども、私どもは、土地の取引に際しましては、不動産業者において重要事項説明もあろうかと思うのですけれども、宅地建物取引業法施行令も改正させていただきまして、そういった説明がしっかりなされるようにさせていただいているところでございます。届出は代理の方でも提出が可能となっておりますので、場合によっては不動産業者が行うことも可能だとは思っております。ここにつきましては、先ほど事務局からも御説明させていただきましたとおり、いろいろな機会を捉えて住民にも説明をしていきたいと思っております。例えば、回覧版のようなものも含めてしっかりと対応していきたいと思っておりますし、事前の届出というもの自体に大きな影響があるかということにつきましては、我々も不動産業界にも事前に御相談させていただいておりますけれども、大きな影響があるとは必ずしも認識はしていないところでございます。

【会長】 よろしいですか。

どうぞ。

【事務局】 補足させていただきますと、外縁部の住民の方に不公平感が出てしまうおそれがあるということをごさいますて、私どもも、原則は地物で切っていくという状況になりますと、入る方・入らない方が目の前で分かれる形になるので、そこへの御意見はあるのかなとは思っております。一方で、そこで切っていることについては相応の理由があるということは、説明をさせていただくしかないのかなということ、個々人の御事情によって変更することは考えてございません。一方で、例えば、地形上の理由や開発行為等の理由は地方公共団体で把握されておるとおいますので、そういった理由がある場合につきましては、その理由をよく検討しまして、現在御提示している案から変更することもあるのかなと思っております。

もう一点、特別注視区域なり注視区域のリストアップの件でございますけれども、この部分につきましては、情報といたしましては、既に皆さんに公開している情報の限度内なのかなという理解をしております、やむを得ない程度に収まっているのではないかとお思っております。

以上でございます。

【会長】 ○○委員、よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ○○委員、お願いいたします。

【委員】 3点、ございます。

基本的な考え方についてであります。スライドの3枚目に、区域指定の基本的な考え方ということで示されてございます。この4要素で総合的に勘案し準備が整ったものから順次指定という方針は、基本方針に盛り込まれていた内容であるのか、あるいは、この会議でそういう方針にするということであるのかという点であります。これが1点です。

総合判断ということでございます。これは4つの要素を総合的に判断するというところで、しょうが、制度趣旨に鑑みれば、重要性という客観的なものを重視すべきようにも思われます。ところが、2番目、3番目、4番目は、その準備状況ということでやや相対的な基準になっているように思われます。1番目の絶対的な基準とこの相対的な基準の要素間の優劣は考えているのか、全くフラットにガラガラポンでいくのかということが2番目の質問であります。

最後の質問は、資料の10ページに、初回の区域指定の考え方とございました。これは、今回の初回に限定された考え方であるのか、次回以降は、また別の要素で、要するに、指定しやすいものをするために後づけで要素をつけていくのか、これは気になった点でございますので、確認したく、発言いたしました。

【会長】 お答えいただけますか。

【事務局】 3ページに、区域指定をどういった形でやっていくのかということについて、

4つの考慮要素を書かせていただいております。御質問は、これについて基本方針に明示的に記載していたかどうかということが1点目かと思えます。基本方針の段階でここまで明示的に記載してごさいませんので、このような考え方で進めていきたいということを今回御説明させていただいているということをごさいます。

2点目のごさいますけれども、3ページの最初の矢印のところ、重要施設又は国境離島等の重要性と比べると、2つ目以降が、どちらかというところ、現状がどうなのかという相対的な要素ではないかという御指摘でございしましたが、これについて、今、私どもは優劣を考慮してごさいません。まさに総合的な判断ということで考慮してごさいます。一方で、重要施設又は国境離島等の重要性ということでごさいますので、この部分につきましては、例えば、特別注視区域なのか注視区域なのかというところには優劣があると考えてごさいます。

3点目の御質問、初回はこういう考え方でやりますよということが次回以降にも影響するかどうかということをごさいますけれども、初回のこの考え方を前提にいたしまして次回も引き続き考慮していくことになろうかと思えます。基本的に、これから指定していくときに合わせまして、最初に申し上げた4つの考慮要素を総合的に勘案するというごさいますので、その中身として初回をこのような形でお示しさせていただきました関係上、2回目以降につきましても基本的にはその方針で進めていくことになろうかと思えます。

以上でございまして。

【会長】○○委員、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○○専門委員。

【専門委員】ありがとうございます。○○でございまして。

2つ、お聞きしたいと思えます。

1つは、基本的な考え方、議題①のところ、敷地が複数に分かれている場合というところがございまして。基本的には一体不可分の関係であれば区域を指定するというごさいます。よろしいかと思うのですが、特に最初の場合、それぞれの敷地ごとに区域を指定するとなっております。現実にこういう施設を考えたときに、敷地の距離が離れていても、その間の場所は、いろいろな物の輸送とか、非常に重要な役割を果たす場合も多く、一体不可分であると考えてるのであれば、当然本体施設も含めて複数の施設によって挟まれる部分も何らかのケアやウォッチが必要ではないかと思うのです。その辺について、どのようなお考えでこのように決めておられるのか。私は、個人的には、一体不可分であれば一体不可分のものとして見るほうが適切ではないかと思えますので、その点を御説明いただきたいと思えます。

2点目ですが、資料の13ページ、議題②の区域指定の考え方で、経済的社会的観点からということで、安全保障の確保と自由な経済活動の両立、この2つをしっかりと守りながら決めていくということで、そこは大変重要なことであり、異論はないところなのですが、

その安全保障の確保はどのようにことによって実現できるのかということが下の1. だと思います。国有地が所在していれば、安全保障は確保できるだろうと。把握が容易であれば、安全保障は確保できるだろうと。2. 自由な経済活動についても、人口集中地区かどうかということと土地取引の実績が書いてあるのですが、どうも安全保障の確保あるいは自由な経済活動というところと下に挙げられている例示にギャップがあるような気がして、その間を埋める安全保障の確保とはどういうことなのかということを経験された上で、国有地の所在あるいは状況の把握が容易かどうかということを考えればよい、あるいは、自由な経済活動とは人口と土地取引だけを見ておればいいのか、その間の考え方を整理する必要がありますのではないかと思います。何かありましたら、御説明いただければと思います。

【会長】お願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

1点目でございますが、4ページの重要施設の敷地に対する考え方で、敷地が複数に分かれている場合の御指摘かと存じます。御指摘のように、本体施設とレーダー施設あるいは離着陸場みたいな形で、一体不可分という言い方をしておりますので、かなり近接している場合あるいは遠くに離れている場合と、いろいろなケースがあるかと思えます。それぞれを接続する道路があったり、基礎インフラが共通していたりと、いろいろな対応があるかと思えます。先ほども申し上げましたけれども、これは施設によっていろいろな状況があるのかなと思っておりまして、私どもとしても、この考え方で全て整理ができるのか、それとも、接続する部分について何らかの形で関与していかなければいけないのかということは、判断していくことになるのかなと。あくまでも今回は基本的な考え方をお示しただけでございますので、施設の実情によく照らして整理していきたいと思えます。一方で、離れていて基本的にそれぞれ別々のところからインフラも整備されているという完全に離れている場合は、機能的には一体であったとしても別々の地区として捉えるほうが良いというケースもあると思えますので、1点目は、そこは実情に応じてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

2点目は、13ページの経済的社会的観点からの留意事項でございます。1番と2番がございまして、1番のほうは委員から御指摘いただいたとおりでございます。2番のほうも御指摘の項目なのかなと思えます。2番につきまして、括弧書きの中に少し書いてございます。「以下の要件を満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1.を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある」という言い方をしております。御指摘のように、下に2つある矢印は、自由な経済活動との両立の観点のほうで記載させていただいている要件でございます。これに、今申し上げました「現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ」という表現が入ることによりまして、両方のバランスを取りますよということを表現させていただいております。「上記1.を含めて総合的に勘案した結果として」ということで、今は2

つだけ要素を出ささせていただいております。人口集中地区と人口20万人以上の市町村の土地取引件数と同等以上の土地取引ということで2つ出させていただいておりますが、それ以外の要素につきましても総合的勘案の中では考えていく必要があるだろうと私どもも思っております。ここは明示的には示しておりませんが、総合的判断の際にはその部分も勘案してまいりたいと思います。

以上です。

【会長】どうぞ。

【事務局】前半のところ、1問目のお答えで若干補足させていただきますと、まず、このイメージ図、4ページを開いていただけますでしょうか。これを御覧いただきますと、離れている場合はどうなのかということなのですけれども、実際、ここで下のほうにもございますように、輸送とかを考えた場合でございますけれども、保安用地や進入路、例えば、レーダーサイトの進入路のようなところも、実際には付随する施設ということで指定させていただいております。必要があれば、飛地であっても、このような形で、その道路が、国有財産になっている、防衛省の行政財産となっているものは、大体指定させていただくつもりでございます。この法律自体、第3条で必要最小限の措置となるものとしなければならないという規定もございますものですから、そういった面では、私どもとしてはなるべくここは必要最小限度にしていきたいと思っております。一定のしっかりとした区域を確保する中で、機能阻害行為の用に供されることを防止するために必要最小限度となるものにしなければならないという法律の趣旨はしっかりと確保していきたいと考えております。

【会長】よろしいですか。

【専門委員】ありがとうございました。

今回は最初の例ということですので、これから、いろいろ、実績といいますか、考え方が積み重ねられていくと思いますので、引き続き整理していただければと思います。

【会長】〇〇専門委員で、その後、オンラインで〇〇委員が挙手されているようですので、その順番でお願いいたします。

【専門委員】区域指定の基本的な考え方、また、指定の事由等につきましては、よくおまとめいただきました。ありがとうございます。異論はございません。

質問でございますが、議題③の関係地方公共団体からの意見の聴取ということでございます。一つは、これは基本的に書面でやられるということなのかなという気がしておりますことと、もう一つは、これは聞いてみなければ分からないということなのかもしれませんけれども、地元的に異論が出そうなところは事前に何か把握されているのでしょうかということです。実際に書面で足りないところはないのかなと、老婆心ながらというか、ややそういう気がしたのですけれども、その辺りの御回答をいただければと思います。

【会長】お願いいたします。

【事務局】お答えいたします。

今回の意見聴取でございますけれども、書面でさせていただきます。私どもから公文書で発出させていただきますして、御回答いただくという形になります。ただ、書面をただ送ってそれでよいということではもちろんないと思っておりますので、今の状況ですと基本はオンラインになるかと思いますが、関係市町村単位で説明会をさせていただきたいと考えております。

また、地元での異論について事前に把握しているかということでございますけれども、私どもは、地方公共団体には、特に都道府県に対しまして総括的な説明会を行ってはおりますけれども、個別にバイでの御説明はなかなかしていない状況でございますので、把握はまだしてございません。ただ、もちろん施設を保有されている関係行政機関とは御相談しておりますので、その限りにおいての情報はいただいておりますのでございます。

以上です。

【専門委員】分かりました。地方公共団体はそれぞれ国民世論とも直結するところがございますので、できるだけ丁寧な手続を踏んでいただければと思います。

以上です。

【会長】よろしいですか。

それでは、オンラインで〇〇委員、お願いいたします。その後、〇〇専門委員、お願いいたします。

【委員】ありがとうございます。

特に事務局さんの音声聞き取りづらくて、もしかしたら同じようなコメントがあったかもしれず、その場合は御容赦いただきたいのですけれども、御説明をありがとうございます。

重要施設と離島の区域指定の考え方について、異論はございません。いろいろなケースを考慮されていると思います。ただ、今後、今回の基準に当てはめにくいケースというか、いわゆる想定外のケースみたいなものが出てきた場合に、その都度、きちんと考え方を示すことが大事と思っています。

1つ、質問なのですけれども、今後のスケジュールのところ、この前に質問された方と関係するのですけれども、関係地方公共団体へ区域図案を送付とあるのですが、ここでどんな意見をいただくことになるのかということをおある程度は想定しておかなければならないと思っています。もし想定されていることが現時点であれば、こんな意見が来るのではないかということをお差し支えない範囲で、御教示いただけますでしょうか。

【会長】どうぞお願いします。

【事務局】ありがとうございます。

地方公共団体の方からの御意見でございますけれども、私どもが想定しておりますものは、基本的に、地形によりまして、場合によっては、例えば、非常に段差があるといえますか、断崖絶壁のような状態になっているので、ここは区域として入れる必要がないのではないかという御意見があるのかなということが一つ。字の関係でございますけれども、

私どもが区域指定をするときに、この字でと指定をするのですが、必ずしも全てを把握しきれているわけではございませんので、その部分を確認させていただきたいということ。開発行為の類いが予定されているのかどうかは私どもでは把握しきれない部分もございまして、それによってどう変わるのか、あるいは、土地取引の状況がどう変わっていくのかということも、御意見としてはあるのかなと思っております。代表的なものとして私どもが考えておるのは以上のようなものでございまして、こうしたものについて、公共団体には、私どもが何を考えて何を求めているのかということも併せて御説明させていただき予定にしております。

以上です。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】ありがとうございます。

2つ目におっしゃっていたところが聞き取れなかったのですけれども、中のことを把握されていないという中のこととは、その区域の中のことということですかね。

【事務局】申し訳ありません。字（あざ）です。字単位ということで、大字・小字の字でございまして。私どもで把握している字と実際にこのエリアを指定しますといったときに字が合っていない可能性があるということが、私どもが今まで調査をしてきた中で出てきていまして、そこは公共団体しかおそらく分からないので、把握したいという意味です。

【委員】分かりました。「字（じ）」と書く「字（あざ）」のことですね。ありがとうございました。

【事務局】それでございます。申し訳ございません。

もう一点、区域指定の原則の部分でございますけれども、区域指定の基本的な考え方については、御指摘いただいたとおり、今回の指定に合わせて検討してこういった案を示させていただいておりますが、場合によっては例外的なものも出てくることはあるだろうという前提で、今回の基本的な考え方として示させていただいております、それぞれの実情によりまして、多少、変更があり得るだろうなどは思っております。そうした中で、今後、基本的に示しているものから、こういった考え方を変えたほうがいいのではないかということがあれば、この場でお話しさせていただきこともあろうかと思っております。

以上です。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇専門委員、お願いいたします。

【専門委員】ありがとうございます。

1点のコメントと1点の質問をさせていただきたいと思っております。

無人の国境離島について順次指定していくという方針の御説明がありましたけれども、特に日本海や東シナ海には、隣接国との間にあるEEZ等の境界の根拠となる国境離島も存在することから、優先順位を判断する場合にはそういったことも考慮する必要があるかと思っております。

もう一点、質問ですが、参考資料11に対馬の今回の指定案がございますが、この図面というと、特に北のほうの小さな島があります。こういったところは領海基線の根拠になっているところがあるかと思いますが、今回の指定の対象案になっていないのは、国有地等の理由があるからということなのでしょうか。

【会長】どうぞ。

【事務局】お答えいたします。

まず、1つ目、隣接国との間にあるEEZの離島でございますけれども、私有地がある島は11島がございます、市町村でいきますと8市町になります。このうち1回目の今回の指定案として挙げているものは、4市町のもので、約半数程度を指定する状況になっております。

2つ目の対馬でございますけれども、今委員から推察のありましたまきにそのとおりでございます、この辺は全て国有地の国境離島となっております。今回、北のほうにある島ですけれども、国有地ということで対象になっていないところでございます。

【専門委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。

オンラインで〇〇委員、お願いいたします。

【委員】おおむね1,000メートルという範囲から、今回、9ページにお示しいただいたように、地物を使って細かく設定していくということで、かなり指定の仕方が具体的になって分かりやすくなって、情報として私のところは入る・入らないという判断がかなりしやすくなりました。今回は無人の国境離島などが主な範囲なので、そんなに今回のことには大きく影響がないのかもしれないのですが、今後、有人のところや都市部などでも指定をしていくことになると思いますが、例えば、地物で区切ったとしても、線のところをまたがるように敷地などがある場合もあると思いますが、道路の境界に面している敷地など、特別注視区域に少し入ってしまうけれども、同じ敷地の中でも入らない場合もあると思うのです。そういうときの考え方として、範囲に入る部分が200平米以上あった場合は届出が必要とか、範囲に入る部分が200平米以下だったら届出が不要とか、敷地と地物によって引かれた線によって範囲に入らない部分の区切りの仕方があるのかどうか、その辺の基準があるのかどうかということを、1点、教えていただきたい。

もう一点は、先ほどから何人かの委員の先生方から意見が出ております件です。地方公共団体に意見を求める、意見聴取を開始するということがあったと思うのですが、その意見聴取は、あくまでも線引きのための意見聴取であって、ここはできれば入れないでほしいとか、そういうことを言われても、それはできないということですよ。それも個別の判断によるのかもしれないのですが、その辺りの判断基準みたいなものがあれば、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】答えをお願いいたします。

【事務局】御質問のございました部分でございますけれども、区域の外縁の部分が敷地を

分断してしまったケースということだと思います。私どもは、地物で切ることによりましてなるべくそういったケースを減らそうと思っておりますけれども、御指摘のように、そういったケースもあるかと思えます。私どもとしましては、例えば、300平米の土地があって、それが地物で切られているとしても区域をまたがってしまうというケースにつきましては、区域内に入っている土地の面積が200平米以上の場合に限って届出義務があるという形で整理をさせていただく予定でございます。こういった点につきましては、住民の方にとってみると多分紛れがある部分でございますので、先ほど申し上げましたコールセンター、あるいは、FAQをホームページに出しますので、そういったところで整理していきなり、きちんと周知を図っていきたいと思っております。

もう一点、個別の土地を入れる・入れないということについて地方公共団体から御意見はあるかと思えますが、先ほども御説明させていただきましたように、そういったものにつきましては、申し訳ございませんけれども、私どもの考え方を説明することによりまして御理解を求めていくしかないのかなと思っております。

以上です。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】ありがとうございます。

【会長】〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

2点、確認と質問をさせていただきたいと思えます。

1点目は、資料の6ページ、無人の国境離島については全島を特別注視区域に指定するという事で、これはその重要性に鑑みて理由があることだと理解しております。全域が規制を受けるということですので、この無人の国境離島に当たるかどうかということを含めて、問題がないかということを確認させていただきたいと思えます。無人の国境離島として指定した後に、誰かが住む、有人化するということは考えなくてよいかどうか。その場合でも、おそらく、一旦指定された以上はそれを前提に居住するということなので、その規制は受けますよという説明はできると思えますけれども、その辺りについても教えていただければと思えます。趣旨としては、重要なことなので、そこの基準を客観的にしておくという観点からの確認でございます。

もう一点は、9ページの区域の外縁の考え方でございます。これについても、地物を標準にするということで、考え方についても非常によく分かりました。そのときに、この地物を用いる理由はその区域の外縁を分かりやすく示すということですので、例として、道路や河川等が挙がっておりますが、これらは公共的な施設と理解していかどうかということでございます。地物かどうかということを含めて議論になるようなことをあらかじめ回避しておくという観点からの質問です。

9ページの右下の図で例がありますけれども、左上と右下のほうに道路があって、これが地物だと思うのです。この真ん中辺りに赤い1,000メートルの円と青い区域指定の外縁が

交差している点がありますが、これは地物がここに存在するということでしょうか。道路や河川等とは別に地物となり得るようなものがここで想定されているかどうかということについての質問です。

関連して、この区域の外縁を指定するときに、建物を分断することを回避するということですが、土地について、一筆の土地を分断することになったときには、200平方メートル以上の土地が少しでもかかっているならば、届出義務があると解釈して、区域は一部でも届出は全部についてと解釈すべきなのか、例えば、畑の一部がかかるような場合ですが、確認させていただければと思います。

【事務局】まず、無人と有人の判断根拠について、お答えします。これにつきましては、最新の国勢調査等の結果を踏まえて判断をしております。経年的に見てきて、これまでに、有人の島が無人になったことはあるのですが、無人のところ新たに新にお住まいになっているというところは現状では見ていないので、またそういった状況が出てくれば個別に検討していく必要が出てくるかと思えます。なお、今回には直接関係はないのですが、公有地、都道府県や市町村が持っている土地と国有地だけというものは今回指定の除外にしていますが、そういった県なり市が民間の方に土地を売却するなどした場合には指定対象になりますので、こういったところにはこれからそういった対象になるという通知をする予定にしております。

以上です。

【会長】2点目について、お願いいたします。

【事務局】2点目でございます。地物の概念でございますけれども、道路、河川、水路などということで、私どもとしては、公共的な施設を念頭に置いております。ただ、私道であっても場合によっては地物として扱うことはあり得るのかなと思っております。どちらかといいますと、皆さんがあそこは道路だねということが分かっているものという概念でやらせていただいております。

御指摘いただきました9ページの図でございますけれども、確かに、御説明させていただいたときに原則地物と1,000メートルの線の交点である点と点を結んだ直線ということで外縁線をつくると申し上げたのですが、それをやるとなると、地物が全くないようなところになりますと、直線を引くと余りにも1,000メートルから乖離してしまうケースがございます。そういった場合には、中間点を取らせていただいて、そこに線を引かせていただくということで、御説明から漏れておりました申し訳なかったのですが、そのような形で今回は絵を描かせていただいておりますし、実際の運用もそのようにさせていただこうと考えているところでございます。

最後の部分でございますが、一筆の土地が一部かかっていたものについて届出は全部必要なかどうかということでございますけれども、届出の要件は200平米以上になってございますので、区域内に含まれる土地の部分が200平米以上であれば届出は必要となりますが、その場合には全体として届出になるのかなとは考えておりますが、運用上本当にそれでよ

いのかどうかという点はもう一度確認をさせていただければと思います。全体から見て、広大な土地のほんの少しだけ入っているときに、一筆の土地全体について本当にその土地全体についての届出が必要なのかということもありますので、いずれにせよ、その辺りは皆さんが気にされるところでございますので、整理して外部にお示しできるようにしたいと思っております。

以上です。

【委員】どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

【会長】〇〇委員がもう一度手を挙げていらっしゃいます、どうぞ。

【委員】先ほど一緒にお伺いすればよかったのですが、今の御質問をされているときにまた一つ質問が浮かんでしまったので、教えてください。地物で道路や河川ということは判断基準として分かりやすくてよいのではないかなと思うのですが、例えば、道路や川は一定の幅を持っているものであって、道路の幅が物すごく広い場合や河川が物すごく広い場合には、指定をされる施設のところから一番近いほうの内側の道路の縁を取るのか外側の道路の縁を取るのかによって範囲が結構変わってくると思うのですが、その辺りの基準は、例えば、中心線なのか、何か基準があれば、それだけ教えていただきたいと思っております。

【会長】お願いいたします。

【事務局】お答え申し上げます。

道路や河川につきましては、中心線で今は整理しております。

以上です。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】中心線でやるということで、分かりました。了解しました。

【会長】〇〇委員、お願いいたします。

【委員】ありがとうございます。〇〇と申します。

丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

本日お示しいただきました区域指定の基本的な考え方と初回の区域指定等につきまして、異存はございません。

3点、コメントを申し上げたいと思っております。

1点目は、土地等の利用状況調査について、今回は各種台帳間の効率的な情報連携を図っていくための重要な契機になると思っております。不動産登記簿が中心にはなりますけれども、それに加えて、戸籍、固定資産課税台帳、農地台帳などが収集できる対象範囲となっております。おそらく、国が土地の所有状況についてこれだけ網羅的に調査を行うことはこれまであまりなかったのではないかと思います。様々な台帳が各省庁で保有されている中で、いかにその情報を効率的に必要なときに必要な範囲で共有していくかということは、以前からの課題だったと考えております。今回、それが実現できる一つの大きな契機かと思っておりますので、ぜひ無理なく安定的に運用できる効率的な体制が実現されることを

願っております。

2点目は、調査内容をいかに最新のものに保つかという点です。特に注視区域については事前届出制ではありませんので、一度公簿による調査を行った後に権利関係が動いた場合、それをどれだけ早く把握をしていくのかということは今後の課題の一つかと思っております。

最後、3点目ですけれども、関係地方公共団体からの意見の聴取につきまして、これは現場の生の声を聴くという意味で極めて重要だと思っております。残念ながら現在はオンラインということではありますが、ぜひ、区域指定の際だけではなくて、継続的に、その地域が抱えている課題や、感じている懸念、問題意識について、最新情報を把握できるよう、継続的な関係性を築いていくことが望ましいのではないかとと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

重要な御指摘もあったと思いますが、コメントでしたけれども、さらに何か事務局のほうではよろしいですか。

お願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

まさに今回の調査につきましては、今までできなかったところができるようになる、固定資産課税台帳や戸籍等を含めまして、非常に多くの各機関の情報を私どもにいただける形になっております。現在、各省庁と具体的にどのような形で情報をいただいているかということ調整しております。先ほど御指摘いただきましたように、最新のものもできるだけ早く手に入れられるような形でその調整もさせていただこうと思っております。できましたら、またそれについても御報告させていただければと思っております。

地方公共団体の生の声ということもございますけれども、私どもは区域指定をしてそれで終わりということではないと思っております。当然のことながら、調査には地方公共団体の御協力が不可欠でございます。それぞれ先ほど申し上げました台帳の類いは、基本的に、地方公共団体、特に市町村がお持ちのケースが多々ございますので、いずれにせよ、そこに御協力をお願いしていかなければいけないということもございます。関係をしっかり結んで、円滑な運用ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

オンラインで〇〇委員が挙手をされているようですので、お願いいたします。どうぞ。

【委員】ありがとうございます。〇〇です。

本日説明されたことに対する異論は特にはないのですけれども、説明を聞いていて思うことは、経済社会活動と安全保障の視点との調和を図るという中で、前者の方、又は、できる限り国民の間で混乱が広がらないといった軸が、最近は少し強く出ている感が無きにもあらずと思っております。今回の立法の趣旨は有識者会議のときから議論されていて、安

全保障の視点は非常に重要なわけですが、その安全保障の視点には、2つの意味がある。一つが、抑止ですよ。悪意のあるものに対する抑止効果を持たせる。もう一つが、我が国の国民の間における安心感・安全保障感を高める。この2つの目的があったはずですが、そういった観点から見て、今回、もちろん、まずは国境離島からやることは、安全保障感という観点からも、結構いいことだとは思いますが、ただ、そういったところを考えると、今後もそういった打ち出しの仕方が重要であるということと、もちろん区域指定は非常に時間のかかる作業が必要であることは重々承知しているのですが、そういったスケジュール感でやっていくのか、要するに、抑止効果、国民の安全保障感、言ってみれば脅威認識の払拭につながるのかということ意識して、スケジュール感をできる限りもう少し明確に示していくことが重要ではないかと思えます。これは、意見でありまして、特に何か回答を明確に求めるものではございません。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

事務局、よろしいですか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】先ほど、情報の話がございました。それぞれの公簿等を保有している官庁がそれぞれの権限を持っているということで、クロスチェックみたいなことがなかなか難しいことは分かっているのですが、例えば検索する者は当該行政庁の職員でいいと思えますけれども、その公簿等のデータベースを検索できる端末を一つの場所に集約することによって、かなり調査や情報の集約は効率化すると思えますので、予算上も必要になってくるかもしれませんけれども、御検討いただければいいかなと思った次第です。

以上です。

【会長】事務局、どうぞ。

【事務局】御指摘のことが実現できれば非常に効率的だと思いますが、一方で、私どもが今いる場所が民間のビルであることや、各省庁との調整、その他、いろいろと考えなければいけないことはたくさんある中で、なるべくよいものにしていくために不断の検討をしていかなければいけないことは当然でございますので、しっかりと検討を進めていきたいと思えます。

【専門委員】実際問題として一番調査で時間がかかるのは公簿等の照会をして回答を得ることなのです。基本的に当該権限庁の職員が当該場所において、要するに、いつでも照会可能な状況を形成することになれば、それは照会の手間が非常に省けますし、予算的にもそれほど高額なものではなく、セキュリティがそれなりに充実するということになれば、そういった行政情報を集約する場ですね。事務局がそれを全部端末で集約するという話ではなくて、当該権限庁の権限ある職員が照会した上でその結果を持ち寄るような形にしたほうが多分情報の集約という意味では効率的だし、今後そういった局面は出てくると思うので、ぜひそれは一つトライしてやっていただく価値があるのではないかと思います。

【事務局】貴重な御意見をありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきたいと思
います。

【専門委員】要するに、今私が言っていることは、官庁としての権限はそのままにした上
で照会をいかに迅速化するかということなので、ワンストップに近い考え方だと思います。
非常に迅速な情報の集約ということになるとと思いますので、ぜひ検討していただければと思
います。

【会長】ほかに御発言はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

他に御発言はないようでございますので、これぐらいにさせていただきたいと思
います。本日は様々な観点から貴重な御意見をいただいたと思いますので、事務局におかれまし
ては、今後の区域の指定に関する検討において参考にさせていただくようお願いしたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、この審議会に関しまして、本日の議題以外でございますけれども、何か御発
言がございましたら、この機会ですので、御発言をお願いしたいと思います。いかがでし
ょうか。これも、よろしいでしょうか。

この後、何か思いつかれたような場合には、また事務局にお寄せいただければと思っ
ております。

それでは、これ以上の御発言はないようでございますので、本日の会議はこれで終わ
りたいと思います。

先ほどから高市早苗大臣がおいでになっておられますので、大臣から一言いただきたい
と思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【高市大臣】〇〇会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、大切なお時間を賜り、
ありがとうございます。

本日は、閣議と閣議後の記者会見が終わり次第参りましたが、遅参いたしましたこと、
おわび申し上げます。

8月に、経済安全保障担当大臣を拝命しました。重要土地等調査法に基づく事務も担当
することになりましたので、今後、よろしくお願い申し上げます。

私自身、平成23年に自民党内でこの土地問題に関する議員立法を念頭に置いた勉強会を
立ち上げ、かれこれ11年近く取り組んできたわけですが、おかげさまで重要土地等
調査法が閣法として可決・成立したことは、非常に大きな進展だと思って喜んでおります。
先月9月には、皆様に前回の審議会での御意見を伺った基本方針を閣議決定することができ、
法律も全面施行に至ることができました。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げ
ます。

本日は、法執行に当たって取り組む必要がある区域の指定について、活発に御議論いた

だいたと承知いたしております。情報の効率的な照会に関する〇〇専門委員からの御指摘も、方法をしっかり考えていかなければいけないなと思いました。

政府として、この法律の目的を実現しなければなりませんので、着実な法執行を進めてまいりますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【会長】 高市大臣、どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、本日の資料及び議事録の取扱いに関して、申し上げたいと思います。

まず、本日の資料のうち、参考資料2～12の区域図案につきましては、今後関係地方公共団体から意見聴取を行うための資料でございまして、現時点でこれを公にいたしますと、地域住民の方々の間に混乱を生じさせるおそれがないわけではない、また、関係地方公共団体と国との間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから、審議会運営規則7条3項に則りまして、非公表とさせていただきたいと思えます。

また、続きまして、議事録に関して、審議会運営規則8条2項に則りまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。議事録の公表に先立ちましては、事務局から皆様に発言内容の確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

今後の日程につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 次回の会議の日程につきましては、追って事務局から御連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【会長】 これで最後になります。

本日は、長時間にわたりまして、御審議をありがとうございました。

今後とも、よろしくお願いいたします。